定　　款

第　２５　版		№.　ＡＣ－００１			
制定日	1971年４月26日	承認者		審査者	
改定日	2022年７月28日				

【履歴】

第１版　1971年４月26日
第２版　1979年６月25日
第３版　1980年６月25日
第４版　1982年５月11日
第５版　1987年６月24日
第６版　1990年２月28日
第７版　1990年９月28日
第８版　1992年７月30日
第９版　1992年９月12日
第10版　1994年７月28日
第11版　1995年７月27日
第12版　1997年７月30日
第13版　2000年７月27日
第14版　2001年７月26日
第15版　2002年７月26日
第16版　2003年７月25日
第17版　2004年７月28日
第18版　2005年７月27日
第19版　2006年７月26日
第20版　2008年７月25日
第21版　2009年７月28日
第22版　2012年11月16日
第23版　2015年７月30日
第24版　2021年12月14日
第25版　2022年７月28日

ＭＩＣＳ化学株式会社

第１章　総則

（商　号）

第　１条　当会社は、ＭＩＣＳ化学株式会社と称し、英文では、ＭＩＣＳ　ＣＨＥＭＩＣＡＬ　ＣＯ．，ＬＴＤ．　と表示する。

（目　的）

第　２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）合成樹脂および同製品の製造、加工ならびに販売
（２）合成樹脂原材料の販売
（３）印刷物のデザインおよび印刷業
（４）プラスチック加工機械の設計、製作および販売
（５）特許権、実用新案権の運用ならびにリース業
（６）前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第　３条　当会社は、本店を愛知県愛知郡東郷町に置く。

（機　関）

第　４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告方法）

第　５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第　６条　当会社の発行可能株式総数は、23,850,000株とする。

（単元株式数）

第　７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第　８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第　９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第１０条　当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招　集）

第１１条　当会社の定時株主総会は、毎年７月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年４月３０日とする。

（招集権者および議長）

第１３条　当会社の株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１５条　当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、７名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（取締役の選任方法）

第１９条　取締役は、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

４　当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

（取締役の任期）

第２０条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（補欠の監査等委員である取締役の予選決議）

第２１条　補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２２条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長および専務取締役各１名、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２３条　当会社の取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２５条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２６条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会議事録）

第２７条　取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第２８条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第３０条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第４２３条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査等委員会

（常勤の監査等委員）
第３１条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）
第３２条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会議事録）
第３３条　監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規程）
第３４条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　計算

（事業年度）
第３５条　当会社の事業年度は、毎年５月１日より翌年４月３０日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第３６条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）
第３７条　当会社の期末配当の基準日は、毎年４月３０日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は毎年１０月３１日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第３８条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）
第　１条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、２０２１年１２月１４日開催の臨時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第４２３条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

（電子提供制度の強制適用にあたっての経過措置）

第　２条　変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

３　本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。